

資産課税課情報	第19号	平成29年10月10日	国税庁資産課税課
---------	------	-------------	----------

『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）の趣旨説明（情報）

平成29年7月24日付課資3－4ほか3課共同『租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて』等の一部改正について（法令解釈通達）により、譲渡所得等に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

〈省略用語例〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

措置法、(措法)	租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)
改正前措法	所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成29年法律第4号) による改正前の措置法
措置法令、(措令)	租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号)
措置法規則、(措規)	租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号)
措通	租税特別措置法 (山林所得・譲渡所得関係) の取扱いについて (昭和46年8月26日付直資4-5ほか2課共同)
所得税法、(所法)	所得税法 (昭和40年法律第33号)
所得税法令、(所令)	所得税法施行令 (昭和40年政令第96号)
所得税基本通達	所得税基本通達の制定について (昭和45年7月1日付直審(所)30)
旧所基通	平成29年7月4日付課個2-13ほか2課共同「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について (法令解釈通達)」による改正前の所得税基本通達
法人税法、(法法)	法人税法 (昭和40年法律第34号)
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成23年法律第29号)
震災特例法令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 (平成23年政令第112号)
震災特例法通達	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税 (譲渡所得関係) の取扱いについて (法令解釈通達) (平成24年1月26日付課資3-1ほか2課共同)
復興法	被災市街地復興特別措置法 (平成7年法律第14号)
土地区画整理法	土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)
都市計画法	都市計画法 (昭和43年法律第100号)

※ 各法令等は、平成29年7月24日現在による。

目 次

第 1	「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について	
1	措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係	
	37の10・37の11共-1（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）	1
	37の10・37の11共-18（「取得をした日」の判定）	6
2	措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係	
	37の10-2の2（一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合）	9
3	措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係	
	37の14-1（非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）	13
	37の14-5（2以上の市場に価格が存する場合）	15
	37の14-10（非課税管理勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定）	17
	37の14-12の2（非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等）	18
	37の14-13の2（累積投資勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定）	19
4	措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係	
	37の14の2-3（取得対価の額等の合計額の判定）	20
	37の14の2-3の2（非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等）	22
第 2	「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について	
1	措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係	
	31の2-31（特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等）	23
2	措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係	
	33-31の2（除却される資産の損失に対する補償金）	25
	33-49の2（特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等）	27
3	措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係	
	33の3-1（代替住宅等とともに取得する清算金）	28
	33の3-2（換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合）	30
	33の3-3（申告手続）	32
4	措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係	
	36の2-16（やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合）	33
5	措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係	
	37-30（特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等）	35

第1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

1 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》・第37条の11《上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》共通関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

（株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期）

37の10・37の11共－1 株式等に係る譲渡所得等の総収入金額の収入すべき時期は、次の区分ごとにそれぞれに掲げるところによる。

(1) 次の(2)から(11)まで以外の場合

株式等の引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の譲渡に関する契約の効力発生の日により総収入金額に算入して申告があったときは、これを認める。

(2) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の24第1項《免許及び免許の申請》の規定による信用取引又は発行日取引（以下37の11－8までにおいて「信用取引等」という。）の方法による場合

当該信用取引等の決済の日による。

(3) その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を発行した法人の行った株式交換により所得税法第57条の4第1項《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》に規定する株式交換完全親法人（以下「株式交換完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

その契約において定めたその効力を生ずる日による。

(4) 旧株につき、その旧株を発行した法人の行った株式移転により所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人（以下「株式移転完全親法人」という。）に対して当該旧株を譲渡した場合（同項の規定により当該旧株の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

当該株式移転完全親法人の設立登記の日による。

(5) 所得税法第57条の4第3項各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡した場合（同項の規定により当該有価証券の譲渡がなかったものとみなされる場合を除く。）

イ 取得請求権付株式に係る請求権の行使による当該取得請求権付株式の譲渡については、当該請求権の行使をした日による。

ロ 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。以下この項において同じ。）に係る取得事由の発生による当該取得条項付株式の譲渡については、当該取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式を

取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日)による。

ハ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議による当該全部取得条項付種類株式の譲渡については、当該取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。

ニ 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使による当該新株予約権付社債についての社債の譲渡については、当該新株予約権を行使した日による。

(6) 措置法第37条の10第3項に規定する事由に基づき交付を受ける金銭及び金銭以外の資産（以下この項において「金銭等」という。）の額が一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

イ 措置法第37条の10第3項第1号及び措置法令第25条の8第4項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ロ 措置法第37条の10第3項第2号に規定する分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日）による。ただし、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ハ 措置法第37条の10第3項第3号に規定する株式分配によるものについては、当該株式分配について定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日による。

ニ 措置法第37条の10第3項第4号に規定する資本の払戻しによるものについては、その払戻しに係る剰余金の配当又は同号に規定する出資等減少分配がその効力を生ずる日による。

ホ 措置法第37条の10第3項第4号に規定する解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日による。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日による。

ヘ 措置法第37条の10第3項第5号に規定する自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日による。

ト 措置法第37条の10第3項第6号に規定する出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させるものについては、これらの事実があった日による。

チ 措置法第37条の10第3項第7号及び措置法令第25条の8第4項第2号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

リ 措置法第37条の10第3項第8号に規定する公社債の元本の償還によるものについては、その償還の日による。この場合において、償還の日とは次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日（ただし、買入れの方法による償還の場合は(1)の日）に

よる。

(イ) 記名の公社債（無記名の公社債のうち、所基通36-3《振替記載等を受けた公社債》の定めによるものを含む。）の場合 償還期日

(ロ) 無記名の公社債（(イ)の公社債を除く。）の場合 公社債の元本の償還により交付を受ける金銭等の交付の日

ヌ 措置法第37条の10第3項第9号に規定する分離利子公社債に係る利子の交付によるものについては、所基通36-2《利子所得の収入金額の収入すべき時期》の取扱いに準ずる。

(7) 措置法第37条の10第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

イ 措置法第37条の10第4項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の終了（当該上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約又は同項第2号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。

ロ 措置法第37条の10第4項第1号に規定する上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合又は同項第2号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ハ 措置法第37条の10第4項第3号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ニ 措置法第37条の10第4項第4号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。

(8) 措置法第37条の11第4項各号に規定する事由に基づき交付を受ける金銭等の額が上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

イ 措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものを除く。）若しくは一部の解約によるものについては、その終了又は一部の解約の日による。

ロ 措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託等の信託の併合に係るものについては、当該信託の併合がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ハ 措置法第37条の11第4項第2号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割によるものについては、当該信託の分割がその効力を生ずる日による。ただし、当該効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日による。

ニ 措置法第37条の11第4項第3号に規定する社債的受益権の元本の償還によるものについては、その償還の日による。

(9) 取得条項付新投資口予約権に係る取得事由の発生による当該取得条項付新投資口予約権を譲渡した場合

当該取得事由が生じた日（当該取得条項付新投資口予約権を発行する投資法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付新投資口予約権の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった新投資口予約権者への当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。

- (10) 措置法第37条の14の3第1項又は第2項に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

措置法第37条の14の3第1項に規定する特定合併又は同条第2項に規定する特定分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日による。

- (11) 措置法第37条の14の3第3項に規定する事由に基づき一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合

措置法第37条の14の3第3項に規定する特定株式分配によるものについては、当該特定株式分配について定めたその効力を生ずる日による。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該特定株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日による。

《説明》

- 1 措置法第37条の10又は第37条の11に規定する申告分離課税の対象となる一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等は、株式等の譲渡並びに信用取引及び発行日取引のほか、法人の合併等に伴うみなし譲渡（措法37の10③、37の11③）及び投資信託等の終了等に伴うみなし譲渡（措法37の10④、37の11④）がその対象とされている。

- 2 平成29年度税制改正において、企業内の特定の事業部門を分離して独立した企業とするスピンの円滑な実施を可能とする観点等からの組織再編税制の整備が行われ、親法人がその株主等に対して行う子法人株式の全部の分配について、「株式分配」として組織再編税制の対象とされた。

この措置の一環として、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額についても、法人の株式分配に係る措置が講じられた。具体的には、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額の範囲に、法人の株主等がその法人の行った株式分配により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等とみなされる部分の金額を除く。）が追加された（措法37の10③三、37の11③）。ただし、その法人の株主等に完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかった株式分配で、その株式又は出資が現物分配法人^(注1、2)の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものについては、株式の所有実態に変化がないものと考えられることから、その株式分配により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされず、譲渡益課税が繰り延べられる。

- 3 株式分配とは、現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限る。）のうち、完全子法人^(注3)の発行済株式等の全部が移転するもの（その剰余金の配当又は利益の配当によりその発行済株式等の移転を受ける者がその剰余金の配当又は利益の配当の直前においてその剰余金の配当又は利益の配

当を行った法人との間に完全支配関係がある者のみである場合における剰余金の配当又は利益の配当を除く。)をいう(法法二十二の十五の二)とて、平成29年度税制改正前においては、株式分配により子法人株式の交付を受けた場合には、剰余金の配当又は利益の配当とみなされ配当所得として課税されるとともに、その収入すべき時期は、剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日等とされていた(旧所基通36-4)。

このことから、本項(6)ハで、株式分配により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合の収入すべき時期についても、平成29年度税制改正前の剰余金の配当等に係る配当所得の収入すべき時期と同様に、株式分配について定めたその効力を生ずる日によることとし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、その株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日によることを留意的に明らかにしたものである。

また、本項(11)は、恒久的施設を有する非居住者が、措置法第37条の14の3第3項に規定する特定株式分配^(注4)により外国完全子法人株式の交付を受けたことにより、その交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相当する金額が、同項の規定により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合の収入すべき時期についても、上記と同様に、特定株式分配について定めたその効力を生ずる日によることとし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、その特定株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日によることを留意的に明らかにしたものである。

④1 「現物分配」とは、法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)がその株主等に対し当該法人の次に掲げる事由により金銭以外の資産の交付をすることをいう(法法二十二の五の二)。

(1) 剰余金の配当(株式又は出資に係るものに限るものとし、分割型分割によるものを除く。)若しくは利益の配当(分割型分割によるものを除く。)又は剰余金の分配(出資に係るものに限る。)

(2) 解散による残余財産の分配

(3) 法人税法第24条第1項第5号から第7号まで《配当等の額とみなす金額》に掲げる事由

2 「現物分配法人」とは、現物分配によりその有する資産の移転を行った法人をいう(法法二十二の五の二)。

3 「完全子法人」とは、現物分配(剰余金の配当又は利益の配当に限る。)の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人をいう(法法二十二の十五の二)。

4 「特定株式分配」とは、株式分配で、現物分配法人の株主等に外国完全子法人株式以外の資産が交付されなかったもの(当該外国完全子法人株式が当該現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちを占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。)をいう(措法37の14の3⑤)。

【一部改正】

（「取得をした日」の判定）

37の10・37の11共－18 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」の判定は、次による。

- (1) 他から取得した株式等は、引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の取得に関する契約の効力発生の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。
- (2) 金銭の払込み又は財産の給付（以下「払込み等」という。）により取得した株式等は、その払込み等の期日（払込み等の期間が定められている場合には払込み等を行った日）による。
- (3) 新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した株式等は、その新株予約権を行使した日による。
- (4) 株式等の分割又は併合により取得した株式等及び株主割当てにより取得（所得税法令第111条第1項《株主割当てにより取得した株式の取得価額》に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式等を取得した場合をいう。）した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。
- (5) 株式無償割当てにより取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類の株式等が割り当てられた場合には、当該株式無償割当ての効力を生ずる日による。
- (6) 新株予約権無償割当て（新投資口予約権無償割当てを含む。）により取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。
- (7) 法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は第37条の14の3第1項若しくは第2項の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併又は新設分割の場合は、新設合併設立会社又は新設分割設立会社の設立登記の日）による。
- (8) 株式分配（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の15の2《定義》に規定する株式分配をいう。以下この項において同じ。）により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第3号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）又は第37条の14の3第3項の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における株式分配により取得した株式等は、当該株式分配について定めたその効力を生ずる日（その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該株式分配を

行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日)による。

- (9) 投資信託（所得税法第2条第1項第12号の2《定義》に規定する投資信託をいう。）又は特定受益証券発行信託（同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下同じ。）（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権に係る投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その取得の基因となった投資信託等の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第1号若しくは第2号又は第37条の11第4項第1号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- (10) 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その取得の基因となった特定受益証券発行信託の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第3号又は第37条の11第4項第2号の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- (11) 組織変更により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第7号（措置法第37条の11第3項の規定により上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合を含む。）の規定により、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式等は、組織変更において定めたその効力を生ずる日による。
- (12) 株式交換により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- (13) 株式移転により取得した株式等は、所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人の設立登記の日による。
- (14) 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式等は、当該請求権の行使をした日による。
- (15) 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。）の取得対価として交付された株式等は、取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式等を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。
- (16) 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式等は、全部取得条項付種類株式に係る取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。
- (17) 信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得した場合には、当該買建ての際における(1)の日による。

(18) 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式等は、その償還の日による。

(19) 金融商品取引法第28条第8項第3号ハ《通則》に掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式等は、当該取引の対象株式等の売買に係る決済の日による。ただし、納税者の選択により、その権利の行使の日又は義務の履行の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。

(注) 所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定は、株式等についても適用されることに留意する。

《説明》

1 37の10・37の11共一1の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正において、組織再編税制の対象に「株式分配」が追加され、この措置の一環として、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額についても、法人の株式分配に係る措置が講じられた。すなわち、所有する株式を発行した法人の株式分配により株主等が完全子法人の株式のみの交付を受ける場合は、その株式分配による価値の移転部分に対する譲渡益課税は行わないこととする一方で、株式分配により完全子法人の株式以外の資産の交付を受ける場合は、その交付を受ける金銭その他の資産の価額は、配当等とみなされる部分の金額を除き、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなすこととされた（措法37の10③三、37の11③）。

2 この改正を受け、株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」をその取得の形態別に定めている本項に、株式分配により取得した株式等の「取得をした日」を新たに定めた（本項(8)）。具体的には、株式分配により完全子法人の株式等のみが交付されるなど一定の要件に該当する場合には、措置法第37条の10第3項第3号の適用がなく、その株式分配による価値の移転部分に対する譲渡益課税が行われないが、この場合の交付された（取得した）完全子法人の株式等の取得をした日は、その取得の基因となった株式等、すなわち株式分配を行った法人の株式等の取得をした日によることとしている。

一方、同号の適用により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなすこととされた場合の交付された（取得した）完全子法人の株式等の取得をした日は、その株式分配について定めたその効力を生ずる日（その効力を生ずる日を定めていない場合には、その株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日）によることとしている。

なお、措置法第37条の14の3第3項の規定により一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなすこととされた場合のその取得した外国完全子法人株式の取得をした日も、その特定株式分配について定めたその効力を生ずる日（その効力を生ずる日を定めていない場合には、その特定株式分配を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日）によることとしている。

2 措置法第37条の10《一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額等一株式分配の場合)

37の10-2の2 措置法第37条の10第3項第3号の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

- (1) 措置法第37条の10第3項第3号に規定する株式分配に当たり、同項の規定により、同号に規定する現物分配法人（以下この項において「現物分配法人」という。）の株式（以下この項において「所有株式」という。）についての一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同号に掲げる金額（みなし配当額を除く。）及び当該収入金額から控除すべき取得価額は、次の算式によって計算した金額となる。

$$\text{収入金額とみなされる金額} = \frac{\text{株式分配により交付を受けた完全子法人の株式及びそれ以外の資産の価額の合計額}}{\text{みなし配当額}}$$

(注) 「完全子法人」とは、措置法第37条の10第3項第3号に規定する完全子法人をいう（以下同じ。）。

取得価額 = 所有株式の従前の取得価額の合計額 × 純資産移転割合

(注) 「純資産移転割合」は、所得税法令第61条第2項第3号に規定する割合で、次により計算した割合（現物分配法人の所得税法第25条第1項第3号に規定する株式分配（以下(1)において「株式分配」という。）の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には零と、当該株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び次に掲げる算式の分子の金額が零を超え、かつ、次に掲げる算式の分母の金額が零以下である場合には1とし、当該割合に小数点以下3位未満の端数があるときは切上げ）をいう（以下この項において同じ。）。

$$\text{純資産移転割合} = \frac{\text{完全子法人の株式の帳簿価額(※1)}}{\frac{\text{現物分配法人の資産の帳簿価額(※2)}}{\text{現物分配法人の負債(新株予約権に係る義務を含む。)の帳簿価額(※2)}}$$

※1 現物分配法人の株式分配の直前の帳簿価額による。

※2 現物分配法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度等の終了の時の帳簿価額による。

また、当該株式分配があった日以後における所有株式1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条の2第2項《株式分配により取得した株式等の取得価額》の規定により、次の算式によって計算した金額となり、また、当該株式分配により取得した完全子法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第6号の規定により、取得のために通常要する価額となる。

$$\frac{\text{株式分配後の所有株式 1株当たりの取得価額}}{\text{}} = \frac{\text{所有株式 1株の 従前の取得価額}}{\text{}} = \left(\frac{\text{所有株式 1株の 従前の取得価額}}{\text{}} \times \frac{\text{純資産移転割合}}{\text{}} \right)$$

(2) 措置法第37条の10第3項の規定の適用がない場合における株式分配（所得税法第24条第1項に規定する株式分配をいう。(2)において同じ。)があった日以後の所有株式及び当該株式分配により取得した完全子法人の株式に係る1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条の2第1項又は第2項の規定により、それぞれ次の算式によって計算した金額となる。

$$\frac{\text{株式分配後の所有株式 1株当たりの取得価額}}{\text{}} = \frac{\text{所有株式 1株の 従前の取得価額}}{\text{}} - \left(\frac{\text{所有株式 1株の 従前の取得価額}}{\text{}} \times \frac{\text{純資産移転割合}}{\text{}} \right)$$

$$\frac{\text{取得した完全子法人の株式 1株当たりの取得価額}}{\text{}} = \left(\frac{\text{所有株式 1株の 従前の取得価額}}{\text{}} \times \frac{\text{純資産移転割合}}{\text{}} \div \frac{\text{所有株式 1株について取得した完全子法人の株式の数}}{\text{}} \right) + \frac{\text{完全子法人の株式 1株当たりの完全子法人の株式の取得費用}}{\text{}} + \frac{\text{完全子法人の株式 1株当たりの完全子法人の株式の取得費用}}{\text{}}$$

(3) 現物分配法人が措置法第37条の10第3項第3号に規定する株式分配に際し株主に対し交付しなければならない完全子法人の株式に一株に満たない端数が生じたため、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合における同号の規定の適用については、所基通57の4-1に準じて取り扱う。

《説明》

- 37の10・37の11共-1等の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正において、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額について、法人の株式分配に係る措置が講じられ、所有する株式を発行した法人の株式分配により株主等が完全子法人の株式のみの交付を受ける場合は、その株式分配による価値の移転部分に対する譲渡益課税は行わないこととする一方で、株式分配により完全子法人の株式以外の資産の交付を受ける場合は、その交付を受ける金銭その他の資産の価額は、配当等とみなされる部分の金額を除き、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなすこととされた（措法37の10③三、37の11③）。
- 本項(1)は、措置法第37条の10第3項第3号の規定により、所有株式（現物分配法人（株式分配によりその有する完全子法人の株式の移転を行った法人）の株式）について一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる場合の収入金額は、株式分配により交付を受けた完全子法人の株式とそれ以外の資産の価額の合計額からみなし配当額（所得税法第25条第1項の規定により配当等とみなされる額）を控除した金額となり、また、この収入金額から控除する取得価額は、所有株式の従前の取得価額の合計額に純資産移転割合（所得税法令第61条第2項第3号に規定する割合をいう。以下この項において同じ。）を乗じた金額となることを留意的に明らかにしたものである。そして、本項(1)また書は、その株式分配後の所有株式1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条の2第2項の規定により、所有株式1株の従前の取得価額から所有株式1株の従前の取得価額に純資産

移転割合を乗じて計算した金額を控除した金額となること及びその株式分配により交付された（取得した）完全子法人の株式の取得価額は、所得税法令第109条第1項第6号の規定により、取得のために通常要する価額となることを留意的に明らかにしたものである。

㊦ 所有株式を発行した法人は、所得税法令第113条の2第2項に規定する株式分配を行った場合には、その所有株式を有していた個人に対し、その株式分配に係る純資産移転割合を通知しなければならないこととされている（所令113の2④）。

3 現物分配法人から完全子法人の株式のみの交付を受けた場合には、措置法第37条の10第3項第3号の規定の適用がなく、その株式分配による価値の移転部分に対する譲渡益課税は行われず（課税の繰延べ）、その交付された（取得した）完全子法人の株式の取得価額に所有株式の取得価額の一部が引き継がれることとされた（所令113の2）。そこで、本項(2)は、この場合におけるその株式分配後の所有株式1株当たりの取得価額は、所得税法令第113条の2第2項の規定により、所有株式1株の従前の取得価額から所有株式1株の従前の取得価額に純資産移転割合を乗じて計算した金額を控除した金額となること及びその株式分配により交付された（取得した）完全子法人の株式の取得価額は、同条第1項の規定により、次の算式により算出した金額によることを留意的に明らかにしたものである。

$$\begin{array}{l}
 \text{取得した完全} \\
 \text{子法人の株式} \\
 \text{1株当たりの} \\
 \text{取得価額}
 \end{array}
 =
 \left(
 \begin{array}{l}
 \text{所有株式1} \\
 \text{株の従前の} \\
 \text{取得価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{純資} \\
 \text{産移} \\
 \text{転割} \\
 \text{合}
 \end{array}
 \div
 \begin{array}{l}
 \text{所有株式1株} \\
 \text{について取得} \\
 \text{した完全子法} \\
 \text{人の株式の数}
 \end{array}
 \right)
 +
 \begin{array}{l}
 \text{完全子法人} \\
 \text{の株式1株} \\
 \text{当たりのみ} \\
 \text{なし配当額}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{完全子法人} \\
 \text{の株式1株} \\
 \text{当たりの完} \\
 \text{全子法人の} \\
 \text{株式の取得} \\
 \text{費用}
 \end{array}$$

4 ところで、現物分配法人が株式分配に際し株主に対し交付しなければならない完全子法人の株式に1株に満たない端数が生じたため、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合は、所得税法令第83条の2第3項の規定により、その端数に相当する部分は、その完全子法人の株式に含まれることとされた。このため、その端数に応じて株主に金銭が交付された場合（すなわち、完全子法人の株式以外の資産が交付された場合）であっても、所得税基本通達57の4-1に準じて、措置法第37条の10第3項第3号の適用がない場合があるが、この場合であってもその端数部分については、いったん所得税法令第113条の2第1項の規定による完全子法人の株式の取得価額の計算が行われ、その上で完全子法人の株式の譲渡があったものとして、措置法第37条の10等の規定が適用されることとなる。

（参考）

○ 所得税基本通達（抜粋）

（一株に満たない数の株式の譲渡等による代金が交付された場合の取扱い）

57の4-1 法第57条の4第1項及び第2項の規定を適用する場合において、同条第1項に規定する株式交換完全親法人又は同条第2項に規定する株式移転完全親法人が、同条第1項に規定する株式

交換又は同条第2項に規定する株式移転に際し株主に対し交付しなければならない株式に一株に満たない端数が生じたため、会社法第234条第1項《一に満たない端数の処理》の規定等によりその端数の合計数に相当する株式を他に譲渡し、又は買い取った代金として株主に金銭が交付されたときは、その一株に満たない端数に相当する株式の株主に対して当該株式交換完全親法人又は当該株式移転完全親法人の株式が交付されたものとして取り扱う。

なお、この場合において、その株主に交付された一株に満たない端数に相当する数の株式については令第167条の7の規定による取得価額の計算が行われ、その上で譲渡があったものとして措置法第37条の10、第37条の11、第37条の12又は第37条の12の2の規定が適用されることに留意する。

ただし、その交付された金銭が、その交付の状況その他の事由を総合的に勘案して実質的に株主に対して支払う法第57条の4第1項又は第2項に規定する旧株の取得の対価であると認められるときは、当該取得の対価として金銭が交付されたものとして取り扱う。

3 措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

37の14-1 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14-23までにおいて「非課税管理勘定」という。）又は同項第5号に規定する累積投資勘定（以下37の14-23までにおいて「累積投資勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14-13の2までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日まで又は累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しがあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。

(注) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下37の14-23までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14-11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下37の14-11までにおいて「非課税累積投資契約」という。）に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座から払出しがされることに留意する。

《説明》

- 1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法9の8、37の14）（いわゆる「NISA」）は、これまで株式などのリスク資産への投資に親しみがなかった者に継続的な資産形成を始めるインセンティブを付与する観点等から導入された制度であるが、その利用者がこれまでも株式投資を行っていた高齢者層に偏っているなど、必ずしも制度趣旨に沿った利用がなされている状況にはなかった。このため、平成29年度税制改正により、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、特に少額からの長期積立・分散投資を促進するための制度として、非課税累積投資契約に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（いわゆる「つみたてNISA」）が創設され、現行NISAとの選択（年分ごと）により、いずれかの非課税措置を適用できることとされた。

なお、つみたてNISAとNISAの主な相違点は次のとおりとなっている。

	つみたてNISA	NISA
開設者（対象者）	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等	
投資対象商品	一定の上場等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
毎年の投資上限額	40万円	120万円 (平成26、27年は100万円)
非課税期間	20年間	5年間
口座開設可能期間	平成30年～平成49年 (20年間)	平成26年～平成35年 (10年間)
投資方法	定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
金融商品取引業者等の変更	年分ごとに変更可能	
つみたてNISAとNISAの関係	いずれか一方を選択（併用不可。ただし、年分ごとに変更可能）	

2 上記のとおり、つみたてNISAとNISAを比較すると毎年の投資上限額や非課税期間等が異なるものの、基本的な制度設計は同様となっている。このため、本項のほか、NISAに関する通達でつみたてNISAに関する措置が必要な次の通達について所要の改正を行っている。

37の14-2（受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合）

37の14-3（非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失）

37の14-11（外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算）

37の14-13（一株（口）に満たない端数の処理）

37の14-22（重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定で行われた取引の取扱い）

37の14-23（重ねて設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定の判定）

【一部改正】

(2以上の市場に価格が存する場合)

37の14-5 措置法令第25条の13第4項第1号又は第3号における同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、同項第1号又は第3号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該価格が最も高い市場の価格をもって、同項第1号又は第3号の金額として差し支えない。

ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)又はロの規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた措置法第37条の14の2第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下37の14-12の2までにおいて「未成年者口座に設けられた非課税管理勘定」という。）から移管がされる上場株式等の当該移管がされる時の措置法第37条の14第5項第2号イに規定する払出し時の金額については、措置法令第25条の13第4項第1号又は第3号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該価格が最も低い市場の価格をもって、同項第1号又は第3号の金額として差し支えない。

《説明》

- 1 NISAでは、その年分の非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等で非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものを受け入れることとされていた（改正前措法37の14⑤ニイ）。
 - (1) 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をしたもの（改正前措法37の14⑤ニイ(1)）
 - (2) その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又はその非課税口座が設けられている金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座（措法37の14の2⑤一）に設けられた非課税管理勘定（以下これらの非課税管理勘定を「他年分非課税管理勘定」という。）から一定の方法により移管がされるもの（改正前措法37の14⑤ニイ(2)）

- 2 この非課税管理勘定への上場株式等の受入れのうち、他年分非課税管理勘定からの受入れについて、移管しようとする上場株式等が取得時よりも値上がりしてその移管時の価額が120万円を超えている場合には、120万円の範囲内でどの上場株式等を移管するかを選択をする必要があった。このような他年分非課税管理勘定からの上場株式等の移管は、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年後の非課税期間の満了時に集中することが想定され、事務処理を円滑にする観点から、平成29年度税制改正により、非課税期間の満了に伴い移管する上場株式等でその満了時に設けられる非課税管理勘定に移管するものについては、移管時の上場株式等の価額の上限額（120万円）を撤廃することとされた（措法37の14⑤ニイ(2)、ロ）。具体的には、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管がされるものについては、その移管時の上場株式等の価額にかかわらず、全ての上場株式等を移管することができることとされた（この移管を「5年経過時の移管」という。以下この項におい

て同じ。)

なお、5年経過時の移管により非課税管理勘定に受け入れた上場株式等の移管時の価額が120万円に満たない場合は、120万円からこの移管時の価額を控除した価額までの上場株式等をその年分の非課税管理勘定に受け入れることができる（措法37の14⑤二イ）。

3 この改正を受け、本項のほか、他年分非課税管理勘定からの移管について定めた次の通達について所要の改正を行っている。

37の14-10（非課税管理勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定）

37の14-11（外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算）

37の14-12（他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管の範囲）

【一部改正】

(非課税管理勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)

37の14-10 措置法第37条の14第5項第2号イ(1)の規定により非課税管理勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円（同号ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額（同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。37の14-12の2において同じ。）を控除した金額。以下この項において同じ。）を超えないものに限られるのであるが、非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。

また、同号イ(2)の規定により非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（ロ）単位又は持分の割合により行うことに留意する。

《説明》

- 1 37の14-5の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、非課税期間の満了に伴い移管する上場株式等でその満了時に設けられる非課税管理勘定に移管するものについては、移管時の上場株式等の価額の上限額（120万円）を撤廃することとされた（措法37の14⑤ニイ(2)、ロ）。
- 2 非課税口座内上場株式等を他年分非課税管理勘定から移管する場合、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等をその非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨等、一定の事項を記載した書類（非課税口座内上場株式等移管依頼書）を提出する必要がある（措令25の13⑨⑩）。この一定の事項の一つとして、「移管しようとする非課税口座内上場株式等の数又は価額」を記載することとされていたが、平成29年度税制改正において、「移管しようとする非課税口座内上場株式等の数若しくは持分の割合又は価額」を記載することとされ、「持分の割合」が加えられた。この改正により、株式累積投資により取得した株式の持分についても、他の年分の非課税管理勘定に移管することができることが明らかにされた（措規18の15の3③四）。
- 3 上記の改正を受け、本項は、他年分非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定等について、所要の改正を行ったものである。

【新設】

(非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等)

37の14-12の2 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他年分非課税管理勘定（非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定をいう。以下この項において同じ。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が120万円を超えるものを移管することはできないことに留意する。

(注) この場合に非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、37の14-10によることに留意する。

《説明》

- 1 37の14-5等の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、非課税期間の満了に伴い移管する上場株式等でその満了時に設けられる非課税管理勘定に移管するものについては、移管時の上場株式等の価額の上限額（120万円）を撤廃することとされた（措法37の14⑤二イ(2)、ロ）。
この上限額の適用がないのは、具体的には、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管がされるものであり（措法37の14⑤二ロ）、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合、例えば、3年前に非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等を本年分の非課税管理勘定に移管するような場合は、この上限額が適用されることとなる（措法37の14⑤二イ）。
- 2 本項は、以上のことを留意的に明らかにするとともに、注書において、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合に非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は37の14-10によることを留意的に明らかにしたものである。

【新設】

(累積投資勘定に受入れ可能な上場株式等の取得対価の額の合計額の判定)

37の14-13の2 措置法第37条の14第5項第4号イの規定により累積投資勘定へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものに限られるのであるが、累積投資勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。

《説明》

- 1 37の14-1の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正において、つみたてNISAが創設された。つみたてNISAは、非課税累積投資契約に基づき、累積投資勘定においては、非課税口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下この項において「受入期間」という。）に取得した上場株式等のうち、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、この間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が40万円を超えないものを受け入れることとされている（措法37の14⑤四イ）。
なお、この取得対価の額については、①購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、②払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいうこととされている（措法37の14⑤二イ）。
- 2 このように、取得した上場株式等を累積投資勘定に受け入れることができるかについては、その取得対価の額の合計額が40万円を超えないものであるかどうかによることになるが、例えば、月1回の頻度での買付けを行う場合、その月に取得することとなる上場株式等（投資信託）の取得対価の額を合計すると受入期間に受け入れた上場株式等（投資信託）の取得対価の額の合計額が40万円を超えることとなるときに、その取得した上場株式等（投資信託）の口数のうち何口分を累積投資勘定に受け入れることができるのかといった疑問が生じる。
(注) 非課税累積投資契約においては、一定額の措置法第37条の14第1項第2号イ又はロに掲げる上場株式等を、定期的に継続して、金融商品取引業者等に買付けの委託等をして取得するほか、あらかじめその買付けの委託等をする上場株式等の銘柄を定めるものとされている（措法37の14⑤四）。この「定期的に継続して、…取得する」とは、例えば、月1回の頻度で買付けるもの、週1回の頻度で買付けるもの、2か月に1回の頻度で買付けるもの、年2回のボーナス月のみの頻度で買付けるものなどをいう。
- 3 しかしながら、措置法第37条の14第5項第4号イにおいて、累積投資勘定への上場株式等の受入れについて、非課税累積投資契約では取得対価の額の合計額が40万円を超えないものを受け入れること、つまり、その取引ごとの取得対価の額により40万円の限度額の計算を行うこととされていることから、本項では、累積投資勘定に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うこと（すなわち、上記の例では、その月に取得した上場株式等（投資信託）の口数の全てについて累積投資勘定に受け入れることができないこと）を留意的に明らかにしたものである。

4 措置法第37条の14の2《未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

(取得対価の額等の合計額の判定)

37の14の2-3 措置法第37条の14の2第5項第2号ロ(1)(i)の規定により未成年者口座へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（同号ロ(1)に規定する取得対価の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額が80万円（同号ロ(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額（同条第4項に規定する払出し時の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を控除した金額。以下この項において同じ。）を超えないものに限られるのであるが、未成年者口座に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。

また、同号ロ(1)(ii)又は同号ハ(1)の規定により非課税管理勘定又は継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間（継続管理勘定への移管にあつては、当該継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。）内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（継続管理勘定への移管にあつては、当該移管に係る払出し時の金額）の合計額が80万円（継続管理勘定への移管にあつては、同号ハ(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位又は持分の割合により行うことに留意する。

《説明》

1 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法9の9、37の14の2）（いわゆる「ジュニアNISA」）では、未成年者口座に設けられる非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等で非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が80万円を超えないものを受け入れることとされていた（改正前措法37の14の2⑤二ロ(1)）。

(1) 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をしたもの（改正前措法37の14の2⑤二ロ(1)(i)）

(2) その非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の方法により移管がされるもの（改正前措法37の14の2⑤二ロ(1)(ii)）

また、未成年者口座に設けられる継続管理勘定には、その未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、その継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る非課税管理勘定から一定の方法により移管される上場株式等で、その移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないものを受け入れることができることとされていた（改正前措法37の14の2⑤二ハ(1)）。

2 この非課税管理勘定への上場株式等の受入れのうち、他の年分の非課税管理勘定からの移管については、非課税口座に係る改正（37の14-5の説明参照）と同様に、移管に係る事務処理を円滑にする観点から、5年間の非課税期間の満了に伴い移管する上場株式等でその満了時に設けら

れる非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管するものについては、移管時の上場株式等の価額の上限額（80万円）を撤廃することとされた（措法37の14の2⑤二ロ(1) (ii)、(2)、ハ(1)(2)）。具体的には、次に掲げる上場株式等については、その移管時の上場株式等の価額にかかわらず、全ての上場株式等を非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管することができることとなる（これらの移管を「5年経過時の移管」という。以下この項において同じ。）。

(1) 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管がされるもの

(2) 継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、その継続管理勘定が設けられる日に移管がされるもの

なお、5年経過時の移管により非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れた上場株式等の移管時の価額が80万円に満たない場合は、80万円からこの移管時の価額を控除した価額までの上場株式等をその年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れることができる（措法37の14の2⑤二ロ(1)、ハ(1)）。

3 また、未成年者口座内上場株式等を他の年分の非課税管理勘定から移管する場合、未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等をその未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管することを依頼する旨等、一定の事項を記載した書類（未成年者口座内上場株式等移管依頼書）を提出する必要がある（措令25の13の8③④）。この一定の事項の一つとして、「移管しようとする未成年者口座内上場株式等の数又は価額」を記載することとされていたが、平成29年度税制改正において、「移管しようとする未成年者口座内上場株式等の数若しくは持分の割合又は価額」を記載することとされ、「持分の割合」が加えられた。この改正により、株式累積投資により取得した株式の持分についても、他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管することができることが明らかにされた（措規18の15の10③四）。

4 これらの改正を受け、本項は、非課税管理勘定又は継続管理勘定への受入れに係る上限金額である80万円について及び他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定について所要の改正を行ったものである。

なお、非課税管理勘定又は継続管理勘定への受入れに係る上限額（80万円）の改正に関しては、37の14の2-4（外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算）についても所要の改正を行っている。

【新設】

(非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される上場株式等)

37の14の2-3の2 非課税管理勘定に係る上場株式等のうち、払出し時の金額の合計額が80万円を超えるものを移管により受け入れることができるのは、他の年分の非課税管理勘定（非課税管理勘定又は継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいう。以下この項において同じ。）から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられる日に移管されるものであることから、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合には、払出し時の金額の合計額が80万円を超えるものを移管することはできないことに留意する。

(注) この場合に非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は、37の14の2-3による。

《説明》

1 37の14の2-3の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、非課税期間の満了に伴い移管する上場株式等でその満了時に設けられる非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管するものについては、移管時の上場株式等の価額の上限額（80万円）を撤廃することとされた（措法37の14の2⑤二ロ(1)(ii)、(2)、ハ(1)(2)）。

この上限額の適用がないのは、具体的には、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられる日に移管がされるものである（措法37の14の2⑤二ロ(2)、ハ(2)、）。したがって、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合、例えば、3年前に非課税管理勘定に受け入れた未成年者口座内上場株式等を本年分の非課税管理勘定に移管するような場合は、この上限額が適用されることとなる（措法37の14の2⑤二ロ(1)(ii)、ハ(1)）。

2 本項は、以上のことを留意的に明らかにするとともに、注書において、他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日以前に移管される場合に非課税管理勘定に受け入れられるかどうかの判定は37の14の2-3によることを留意的に明らかにしたものである。

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について

1 措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

（特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等）

31の2-31 措置法令第20条の2第23項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第13条の3第16項に規定する申請書を措置法第31条の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間（以下この項において「予定期間」という。）の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。

なお、措置法令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、措置法第31条の2第7項の規定の適用を受けた場合には、その後に同条第3項に規定する政令で定めるやむを得ない事情による予定期間の延長を行うことはできないことに留意する。

《説明》

- 1 阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際には、被害の状況や規模などを踏まえ、特別立法により課税の特例が措置されてきたところ、被災者の不安を早期に解消するとともに、税制上の対応が復旧や復興の動きに遅れることがないようにする観点から、平成29年度税制改正において、これまで特別立法によって措置された災害関連規定のうち、
 - (1) 被害の状況や規模などによらず、災害一般に適用することが適当なもの
 - (2) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）などの下、他の支援施策が講じられている場合に適用することが適当なものについて、あらかじめ規定を整備（常設化）しておくこととされた。

- 2 ところで、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）は、土地等の譲渡がその譲渡の時点で措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡（以下「優良住宅地の造成等のための譲渡」という。）に該当しない場合であっても、予定期間^{（注1）}内に当該土地等の譲渡が「優良住宅地の造成等のための譲渡」に該当することとなることが確実であると認められるときは、「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」として、当該特例の適用が認められることとされている（措法31の2③）。

上記の災害関連規定の常設化により、「確定優良住宅地等予定地のための譲渡」に該当するものとして当該特例の適用を受けた土地等の譲渡について、特定非常災害^{（注2）}として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により従来の予定期間内に開発許可等を受けることが困難である場合には、一定の手続の下、従来の「予定期間の末日」を「同日以後2年を経過する日までの期間内の日で税務署長が認定した日の属する年の12月31日」まで延長することができることとされた（措法31の2③⑦、措令20の2②⑥、措規13の3⑩⑪）。これは、東日本大震災の際には、震災特例法で措置された（震災特例法12の2①、震災特例法令14の2①②）ものである。

- (注) 1 「予定期間」とは、その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他のやむを得ない事情などの措置法令第20条の2第23項又は第25項に規定する事情がある場合には、その譲渡の日から同条第24項又は第25項に規定する日までの期間）をいう（措法31の2③）。
- 2 「特定非常災害」とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、その非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図ること等が特に必要と認められるものが発生した場合に指定されるものをいう（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）2①）。
- 3 本項は、この予定期間の延長の適用を受けるに当たっては、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、特定非常災害として指定された非常災害が生じた日の翌日から当該予定期間の末日の属する年の翌年1月15日までの間に措置法規則第13条の3第16項に規定する申請書を所轄税務署長に提出する必要があることを留意的に明らかにしたものである。また、本項なお書は、納税者がこの予定期間の延長の適用を受けた場合は、その後に、措置法令第20条の2第23項又は第25項に規定する事情が生じたとしても、これを理由として、特定非常災害に基因するやむを得ない事情により延長した予定期間を更に延長することはできないことを留意的に明らかにしたものである。

2 措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(除却される資産の損失に対する補償金)

33-31の2 措置法第33条第3項第3号に規定する「資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対して、同法第78条第1項の規定による補償金を取得するとき」における当該補償金とは、同法第78条第1項《移転等に伴う損失補償》の規定に基づき施行者が支払う補償金のうち、当該除却される資産自体について生ずる損失に対する補償金に限られることに留意する。

《説明》

1 31の2-31の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に特別立法により措置された災害関連規定の常設化が行われている。

この常設化により、個人の有する土地等で被災市街地復興推進地域^(注1)内にあるものにつき、被災市街地復興土地区画整理事業^(注2)が施行され措置法第33条の3第8項の規定(33の3-1の説明1参照)に該当することとなったことに伴い、その土地の上にある資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対して、土地区画整理法第78条第1項の規定による補償金を取得した場合には、当該資産について収用等による譲渡があったものとみなすこととされ、当該補償金については、収用等の場合の課税の特例を適用することができることとされた(措法33①③三)。これは、東日本大震災の際には、震災特例法令で措置された(震災特例法令13の3④)ものである。

(注1) 「被災市街地復興推進地域」とは、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当する場合に都市計画に定められたものをいう(復興法5①)。

- (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
- (2) 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

2 「被災市街地復興土地区画整理事業」とは、被災市街地復興推進地域内の都市計画法第12条第2項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域の土地についての土地区画整理事業をいう(復興法10)。

2 土地区画整理事業の施行地区内にある建築物等の移転又は除却がなされた場合には、これらの移転又は除却によって損失を受けた者に対して、施行者が通常生ずべき損失を補償することとされている(土地区画整理法78①)。

この補償金のうちには、移転又は除却される資産自体について生ずる損失に対する補償金のほか、営業上の損失に対する補償金や移転雑費としての補償金などが含まれ、原則として、営業上の損失に対する補償金は支払の基因となった事業の態様に応じて、不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入し、移転補償金は交付の目的に従って支出した金額を

除き、一時所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなる。

そこで、本項は、震災特例法通達11の4-3と同様に、措置法第33条の3第8項の規定により譲渡がなかったものとされる土地等の上にある資産の除去に伴う損失補償金のうち、収用等の場合の課税の特例の適用対象となる補償金は「資産自体について生ずる損失に対する補償金」に限られる旨を留意的に明らかにしたものである。この場合において、措置法第33条第3項第3号の規定の適用に当たっては、当該土地等の譲渡について措置法第33条の3第8項の規定の適用を受けるかどうかは関係がないことに留意する必要がある。

- 3 なお、被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、換地処分により施行地区内の土地のみを取得するときは、措置法第33条の3第8項の規定の適用の余地はなく、換地処分により譲渡した土地等については同条第1項の規定が適用されるので、その土地の上にある資産の移転又は除却による損失補償金については、措置法第33条第3項第2号の規定の適用がある（措通33-28参照）。

（参考）

○ 震災特例法通達（抜粋）

（除却される資産の損失に対する補償金）

- 11の4-3 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号。以下「震災特例法令」という。）第13条の3第4項に規定する「資産（棚卸資産を除く。）が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対する同法第78条第1項に規定する補償金を取得するとき」における当該補償金とは、同法第78条第1項《移転等に伴う損失補償》の規定に基づき施行者が支払う補償金のうち、当該除却される資産自体について生ずる損失に対する補償金に限られることに留意する。

なお、震災特例法令第13条の3第4項の規定により、措置法第33条の規定が適用される場合における同条第6項に規定する書類又は第33条の4の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第15条第2項の規定中「第14条第5項各号の区分に応じ当該各号に定める書類」は、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者の当該除却される資産及び当該除却される資産に係る補償金が措置法第33条第3項第2号の規定に該当するものであることを証する書類並びに当該補償金に関する明細書となることに留意する。

【新設】

（特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等）

33-49の2 措置法第33条第7項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第14条第8項に規定する申請書を措置法第33条第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第2項に規定する取得指定期間（以下この項において「取得指定期間」という。）の末日の属する年の翌年3月15日（同日が措置法第33条の5第1項に規定する提出期限後である場合は、当該提出期限）までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。
なお、措置法第33条第7項の規定の適用を受けた場合には、その後に同条第2項に規定する政令で定める場合に該当するとして取得指定期間の延長を行うことはできないことに留意する。

《説明》

1 31の2-31等の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に特別立法により措置された災害関連規定の常設化が行われている。

この常設化により、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措法33）の適用に係る代替資産を取得すべき期間（取得指定期間^{（注）}）について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間内に代替資産を取得することが困難である場合は、一定の手続の下、この「取得指定期間」を「取得指定期間の末日後2年以内の日であって税務署長が承認の際に認定した日」まで延長することができることとされた（措法33②⑦、措令22③、措規14⑧）。これは、東日本大震災の際には、震災特例法で措置された（震災特例法12の2②、震災特例法令14の2③）ものである。

（注） 「取得指定期間」とは、収用等のあった日の属する年の翌年1月1日から収用等のあった日以後2年を経過した日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常2年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に代替資産を取得することが困難である場合で措置法令第22条第17項各号に掲げる場合には、当該代替資産については、同年1月1日から同項各号に定める日までの期間）をいう（措法33②）。

2 本項は、この取得指定期間の延長の適用を受けるに当たっては、特定非常災害として指定された非常災害が生じた日の翌日から取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が代替資産を取得しなかった場合等の義務的修正申告書の提出期限後である場合は、当該提出期限）までの間に措置法規則第14条第8項に規定する申請書を所轄税務署長に提出する必要があることを留意的に明らかにしたものである。また、本項なお書は、この取得指定期間の延長の適用を受けた場合は、その後に、措置法令第22条第17項各号に掲げる場合に該当するとしても、これを理由として、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により延長した取得指定期間を更に延長することはできないことを留意的に明らかにしたものである。

3 措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(代替住宅等とともに取得する清算金)

33の3-1 措置法第33条の3第8項に規定する代替住宅等とともに清算金を取得する場合には、当該清算金は土地区画整理法第90条《所有者の同意により換地を定めない場合》の規定によりその宅地の全部又は一部について換地を定められなかったことにより支払われるものに該当するので、同項に規定する換地処分により譲渡した土地等のうち当該清算金の額に対応する部分については、措置法第33条第1項又は第33条の4第1項の規定の適用はないことに留意する。

《説明》

1 31の2-31等の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に特別立法により措置された災害関連規定の常設化が行われている。

この常設化により、個人が、その有する土地等（棚卸資産等を除く。以下この項において同じ。）で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、その土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された復興法第15条第1項に規定する住宅又は同条第2項に規定する住宅等（以下これらを「代替住宅等」という。）を取得したときは、その換地処分により譲渡した土地等の譲渡がなかったものとみなすこととされた（措法33の3⑧）。これは、東日本大震災の際には、震災特例法で措置された（震災特例法11の4①）ものである。

2 被災市街地復興推進地域で施行される被災市街地復興土地区画整理事業では、住宅の再建を容易にするため、従前の宅地の所有者の申出等により、宅地の一部又は全部について換地を定めず、交付されるべき清算金に代えて、土地区画整理事業の施行者が施行地区の内外において建設又は取得をする住宅（又は住宅とその敷地）を付与する方法を採用することができることとされている（復興法15）。この場合において、交付されるべき清算金の額とこれに代えて付与される住宅（又は住宅とその敷地）の価額との間に差額が生ずるときは、その差額につき「清算金」を交付し又は徴収することにより是正されることになる。

すなわち、代替住宅等とともに取得する「清算金」はこのようにして生じた差額を是正するもので、土地区画整理法第90条の規定により換地処分の対象となる宅地の全部又は一部について換地が定められなかったことにより支払われるべき清算金の一部に該当するものである。したがって、本項は、震災特例法通達11の4-1と同様に、この清算金は収用等の場合の課税の特例の適用対象となる措置法第33条第1項第3号に規定する清算金には該当しないので、換地処分により譲渡した土地等のうち当該清算金に該当する部分については収用等の場合の課税の特例の適用対象とはならないことを留意的に明らかにしたものである。

3 また、土地区画整理事業の施行地区内に借地権を有する者の場合にも、復興法第15条第3項の規定により、借地権について交付されるべき清算金に代えて、施行者が施行地区外に建設又は取得をする住宅等を付与すべき旨の申出をすることができることとされており、この場合に、換地処分に

より譲渡した借地権のうち取得した住宅等に対応する部分について措置法第33条の3第8項の規定の適用があり、当該住宅等とともに交付される清算金があるときには当該清算金に該当する部分について課税される。

(参考)

○ 震災特例法通達（抜粋）

（代替住宅等とともに取得する清算金）

11の4-1 震災特例法第11条の4第1項に規定する代替住宅等とともに清算金を取得する場合には、当該清算金は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第90条《所有者の同意により換地を定めない場合》の規定によりその宅地の全部又は一部について換地を定められなかったことにより支払われるものに該当するので、同項に規定する換地処分により譲渡した土地等のうち当該清算金の額に対応する部分については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第33条第1項《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》又は第33条の4第1項《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》の規定の適用はないことに留意する。

【新設】

(換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合)

33の3-2 措置法第33条の3第8項に規定する換地処分により譲渡した土地等の全部又は一部に棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等がある場合において、当該換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第15条第1項《清算金に代わる住宅等の給付》に規定する住宅又は同条第2項に規定する住宅等を取得したときは、措置法第33条の3第12項の規定により、当該住宅又は当該住宅等（以下この項において「清算金に代えて取得をする住宅等」という。）のうち当該棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等に対応する部分は同条第1項に規定する清算金に、当該対応する部分の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなされて、当該対応する部分の価額は、事業所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなることに留意する。

なお、この場合における当該対応する部分の価額は、当該清算金に代えて取得をする住宅等の価額に、換地処分により譲渡した土地等の価額に占める当該棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等の価額の割合を乗じて計算した金額とする。

《説明》

1 33の3-1の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に特別立法により措置された災害関連規定の常設化が行われ、被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分により代替住宅等を取得したときは、その換地処分により譲渡した土地等の譲渡がなかったものとみなすこととされた（措法33の3⑧）。

2 ところで、措置法第33条の3第8項の規定は、被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分により譲渡する土地等のうち棚卸資産又は雑所得の基因となる資産である土地等については適用されない。

一方、措置法第33条の3第1項は、措置法第33条、第33条の2第2項及び第33条の4の規定と異なり、譲渡資産が棚卸資産又は雑所得の基因となる資産である土地等であっても適用され、措置法第33条の3第1項に規定する清算金の額又は保留地の対価の額に対応する部分以外の部分については譲渡がなかったものとみなすこととしている。

そこで、措置法第33条の3第12項では、土地区画整理法第90条の規定により換地を定められなかったことにより支払われるべき清算金に代えて代替住宅等を取得する場合において、換地処分により譲渡する土地等のうちに棚卸資産又は雑所得の基因となる資産である土地等がある場合の措置法第33条の3第1項の規定の適用に関して、同条第8項の規定の適用から除外することとされている土地等、つまり、棚卸資産又は雑所得の基因となる資産である土地等に対応する「清算金に代えて取得をする住宅等」は同条第1項に規定する清算金に、「清算金に代えて取得をする住宅等の価額」は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなすと規定している。本項は、震災特例法通達11の4-2と同様に、当該清算金の額に相当する金額は事業所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなることを留意的に明らかにしたものである。

なお、「清算金に代えて取得をする住宅等」とともに清算金を取得した場合には、当該清算金も、

事業所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなる。

(参考)

○ 震災特例法通達（抜粋）

(換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合)

11の4-2 換地処分により譲渡した土地等の全部又は一部に棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等がある場合において、当該換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第15条第1項《清算金に代わる住宅等の給付》に規定する住宅又は同条第2項に規定する住宅等を取得したときは、震災特例法第11条の4第5項の規定により、当該住宅又は当該住宅等（以下「清算金に代えて取得をする住宅等」という。）のうち当該棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等に対応する部分は措置法第33条の3第1項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》に規定する清算金に、当該対応する部分の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなされて、当該対応する部分の価額は、事業所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとなることに留意する。

なお、この場合における当該対応する部分の価額は、当該清算金に代えて取得をする住宅等の価額に、換地処分により譲渡した土地等の価額に占める当該棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる資産である土地等の価額の割合を乗じて計算した金額とする。

【新設】

(申告手続)

33の3-3 措置法第33条の3第1項、第2項、第4項又は第6項の規定は、これらの項の規定の適用を受けるための確定申告書及び証明書類の提出をすることなく、適用することに留意する。

なお、同条第8項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地区画整理事業の施行者から交付を受けた措置法規則第14条の3に規定する書類の添付がある場合に限り、適用することに留意する。

《説明》

- 1 33の3-1等の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に特別立法により措置された災害関連規定の常設化が行われ、被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分により代替住宅等を取得したときは、その換地処分により譲渡した土地等の譲渡がなかったものとみなすこととされた（措法33の3⑧）。
- 2 措置法第33条の3第1項、第2項、第4項又は第6項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》の規定については、他の譲渡所得に係る課税の特例と異なり、特段の申告手続を行わずともその適用を受けることとされている。
しかしながら、今回の改正により措置された被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分により代替住宅等を取得した場合の課税の特例（措法33の3⑧）の適用を受けようとする場合には、原則として、当該特例の適用を受けようとする年分の確定申告書に当該特例の適用を受けようとする旨の記載を行い、かつ、その確定申告書に一定の証明書類等を添付する必要があることとされた（措法33の3⑨⑩、措規14の3）。
- 3 このように、措置法第33条の3に関しては、特段の申告手続を要しない土地区画整理事業による換地処分等の場合と、申告手続を要する被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分の場合とが混在していることから、本項は、申告手続を要しない規定と申告手続を要する規定があることを留意的に明らかにしたものである。

4 措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

(やむを得ない事情により買換資産の取得が遅れた場合)

36の2-16 措置法第36条の2第2項において準用する同条第1項の規定の適用を受けた者が、買換資産に該当する家屋（いわゆる建売住宅のように家屋とともにその敷地の用に供する土地等の譲渡がある場合の当該土地等を含む。以下この項において同じ。）を買換資産の取得期間内に取得できなかった場合であっても、次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該家屋は買換資産の取得期間内に取得されていたものとして取り扱う。

(1) 買換資産に該当する家屋を買換資産の取得期間内に取得する契約を締結していたにもかかわらず、その契約の締結後に生じた災害（その災害について措置法第36条の2第2項括弧書の取得期限の延長の承認を受けている場合のその災害を除く。）その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情により当該契約に係る家屋を当該期間内に取得できなかったこと。

(2) 買換資産に該当する家屋を取得期限（措置法第36条の2第2項に規定する「取得期限」をいう。36の3-1において同じ。）の属する年の翌年12月31日までに取得し、かつ、同日までに当該取得した家屋をその者の居住の用に供していること。

(注) 買換資産の取得の日については、所得税基本通達33-9《資産の取得の日》に定めるところにより判定するのであるが、次に掲げる資産は、それぞれ次に掲げる日以後において取得することになることに留意する。

(1) 他から取得する家屋で、その取得に関する契約時において建設が完了していないものの 当該建設が完了した日

(2) 他から取得する家屋又は土地等で、その取得に関する契約時において当該契約に係る譲渡者がまだ取得していないもの（(1)に掲げる家屋を除く。） 当該譲渡者が取得した日

《説明》

1 31の2-31等の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に特別立法により措置された災害関連規定の常設化が行われている。

この常設化により、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2）の適用に係る買換資産を取得すべき期限（譲渡をした日の属する年の翌年12月31日）（取得期限）について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得期限までに買換資産を取得することが困難である場合は、一定の手続の下、この「取得期限」を「取得期限の属する年の翌々年12月31日」まで延長することができることとされた（措法36の2②、措規18の4③）。これは、東日本大震災の際には、震災特例法で措置された（震災特例法12の2②、震災特例法令14の2③④）ものである。

2 ところで、本項は、買換資産を取得期間内に取得する契約を締結していたにもかかわらず、契約後に生じた災害その他その者の責めに帰せられないやむを得ない事情によりその契約に係る家屋を取得期間内に取得できなくなった場合において、取得期間内に買換資産の取得がないことから特

定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用が受けられないとすることは、実情に即さないと考えられることから、その家屋を取得期限の属する年の翌年12月31日までに取得した場合等、一定の要件に該当する場合は、その家屋は取得期間内に取得されたものとして取り扱うこととしているものである。

- 3 上記の平成29年度税制改正のとおり、買換資産の取得期限について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情がある場合は、この「取得期限」を「取得期限の属する年の翌々年12月31日」までとすることとされたことから、本項が適用される災害から当該改正で措置された取得期限の延長の適用を受ける場合の災害（特定非常災害として指定された非常災害）を除くこととしたものである。

5 措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新設】

(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間を延長するための手続等)

37-30 措置法第37条第8項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第18条の5第7項に規定する申請書を措置法第37条第8項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第4項に規定する取得指定期間（以下この項において「取得指定期間」という。）の末日の属する年の翌年3月15日（同日が措置法第37条の2第2項に規定する提出期限後である場合は、当該提出期限）までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。
なお、措置法第37条第8項の規定の適用を受けた場合には、その後に措置法令第25条第17項に規定するやむを得ない事情による取得指定期間の延長を行うことはできないことに留意する。

《説明》

1 31の2-31等の改正に係る説明のとおり、平成29年度税制改正により、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際に特別立法により措置された災害関連規定の常設化が行われている。

この常設化により、特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（措法37）の適用に係る買換資産を取得すべき期間（取得指定期間^(注)）について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により取得指定期間内に買換資産を取得することが困難である場合は、一定の手続の下、この「取得指定期間」を「取得指定期間の末日後2年以内の日であって税務署長が承認の際に認定した日」まで延長することができることとされた（措法37④⑧、措令25②、措規18の5⑦）。これは、東日本大震災の際には、震災特例法で措置された（震災特例法12の2②、震災特例法令14の2③）ものである。

(注) 「取得指定期間」とは、譲渡をした日の属する年の翌年の1月1日から同年の12月31日までの期間（措置法令第25条第17項に規定するやむを得ない事情があるため、同日までに買換資産の取得をすることが困難である場合において、一定の手続の下、税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後2年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）をいう（措法37④）。

2 本項は、この取得指定期間の延長の適用を受けるに当たっては、特定非常災害として指定された非常災害が生じた日の翌日から取得指定期間の末日の属する年の翌年3月15日（同日が買換資産を取得しなかった場合等の義務的修正申告書の提出期限後である場合は、当該提出期限）までの間に措置法規則第18条の5第7項に規定する申請書を所轄税務署長に提出する必要があることを留意的に明らかにしたものである。また、本項なお書は、この取得指定期間の延長の適用を受けた場合は、その後に、措置法令第25条第17項に規定するやむを得ない事情が生じたとしても、これを理由として、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により延長した取得指定期間を更に延長することはできないことを留意的に明らかにしたものである。